

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定及び四万十市契約規則（平成17年四万十市規則第43号）第5条の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札について公告する。

令和8年7月22日

四万十市長 山下 元一郎

### 1 入札に付する事項

(1) 工事番号・工事名

上ノ土居法定外公共物（道路）災害復旧工事（繰越）

(2) 工事内容

別紙仕様書のとおり

(3) 工期

契約締結日の翌開庁日（令和8年9月7日）から令和9年1月4日まで（工期120日）

(4) 履行場所

四万十市上ノ土居

(5) 予定価格の設定

有

(6) 最低制限価格の設定

有

### 2 入札参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者

(2) 国税及び地方税を滞納していない者

(3) 公告の日から開札の日までの期間に、国、高知県、四万十市から指名停止等の措置を受けていない者

(4) 商法の規定に基づく整理開始の申し立て、若しくは通告の事実がない者

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申し立てがなされていない者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合は、更正手続きが完了し

ている者

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了している者

(8) 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過している者又は6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による暴力団又は暴力団員に該当しない者

(10) 四万十市の令和8年度土木一式工事の入札参加資格を持っていること。

(11) 四万十市に本社を置く事業者であること。

### 3 入札参加資格の審査申請等

(1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの審査を受けるため、(2)に示す必要書類を項番4に指定する日時までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 入札参加資格審査申請に必要な書類

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（※必須）

※電子入札システムで申請する場合は、押印不要、使用印鑑欄も空白で構いません。

### 4 申請書等の交付・受付場所及び期間

(1) 場所 高知県電子入札共同利用システム又は下記まで

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市役所 総務課 行政管理係

(2) 期間 公告の日から令和8年8月12日（水）17時00分まで

電子入札システムは同日20時まで

（ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

（注1）申請書の提出方法は、郵送も可とするが、期間内に必着のこと。

（注2）審査の結果、入札参加資格の有無を令和8年8月14日（金）までにメールにより通知する。

(3) その他 入札参加資格審査申請書は、本市のホームページ内の当該入札に関する記事よりダウンロードして使用しても差し支えない。

### 5 仕様書等に関する質疑書の受付、回答の時期及び方法

(1) 受付期間 公告の日から令和8年8月12日（水）12時00分まで

- (2) 受付方法      メール又はシステムにより受け付ける。質疑書の送信を行った際は、必ずその旨を電話連絡すること。  
メールアドレス [nyuusatu@city.shimanto.lg.jp](mailto:nyuusatu@city.shimanto.lg.jp)  
電話番号    0880-34-1804
- (3) 回答方法      申請受付終了日までは、本市のホームページ内（「事業者向け情報」→「入札・契約関連情報」）で回答を公表し、申請受付終了後は全ての申請者に、参加資格業者決定後は全ての参加資格業者に 8 月 14 日（金）17 時までに回答する。

6 電子入札の入札可能期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）8 時 00 分～令和 8 年 8 月 21 日（金）20 時 00 分

7 紙による入札の受付

令和 8 年 8 月 21 日（金）17 時 00 分までに四万十市総務課に提出

入札書は封入し、封筒に「工事名」及び「業者名」を記してください。

8 開札

令和 8 年 8 月 24 日（月）10 時から（電子入札システムによる）

9 入札保証金

免除

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

11 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。  
(2) 本人又はその代理人が同一の入札について 2 以上の入札をしたとき。

- (3) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- (4) 入札書の金額を訂正したとき又は未記入のとき。
- (5) 入札書に記名、入札案件名及び証印が誤脱し、又は確認できないとき。
- (6) 入札に際して不正の行為があったと認められるとき。
- (7) 所定の入札箱に投かんしなかったとき。
- (8) 執行中以外の入札に係るものを投かんしたとき。
- (9) その他市長が定めた入札に関する条件に違反したとき。

### 13 落札者決定の方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、システムによりくじ引きを行い落札候補者を決定する。

積算疑義申立期間経過後、落札を決定する。

### 14 契約保証金

要

### 15 その他

- (1) 項番3の入札参加資格審査申請書を提出した者が1者の場合でも入札を行う。
- (2) 入札参加者は、あらかじめ入札公告及び仕様書を承知すること。
- (3) 入札書を投かんする際、工事費内訳書も同時に投かんすること（紙入札の場合、同封すること）。
- (4) この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (5) 申請書等及び追加書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出書類に虚偽のあった場合は、契約を解除するとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (7) 入札日時及び場所等は都合により変更する場合がある。その場合は、改めて参加者全員に通知する。